

国民健康保険（国保）ご加入の皆さんへのお知らせ

- 問合せ = (国保の制度、給付、保険証について) 医療保険課国保係 ☎(20)3024
(保険税の計算について) 市民税課税政係 ☎(20)3007
(口座振替、納税相談について) 収納課 ☎(20)3010

保険証について

●新しい保険証を送付します

7月中に新しい保険証（藤色）を郵送しますので、8月1日(月)からお使いください。70歳～74歳の方の保険証は高齢受給者証と一体になっており、一部負担割合（医療機関の窓口負担割合）が記載されます。保険証の窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生行政センターでお渡しします。7月8日(金)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月14日(木)～29日(金)の開庁時間中に、本人確認書類を持ってお越しください。

保険税の納付について

●令和4年度の納税通知書は、7月15日(金)に発送します

第1期の納期限は8月1日(月)です。忘れずにご納付願います。保険税には、世帯の所得が一定の金額以下の場合、軽減措置があります。このため、収入のない場合でも世帯主と国保加入者全員の申告を必ずお願いします。保険税を特別な事情もなく滞納すると、保険証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付が一時差止めとなる場合があります。納付は、納め忘れや二重納付を防ぐことができる口座振替が、便利で確実です。納税通知書に同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出するほか、一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

●令和4年度から変わること

課税限度額を96万円から99万円へ改正しました。また、未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）を対象に、均等割額について2分の1を軽減する制度が創設されました。

保険税の減免について

●新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入が減少した世帯においては、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。納税通知書に案内を同封しますのでご確認ください。

限度額適用認定証について

●医療費が高額になる場合は事前に認定証の申請をしてください

限度額適用認定証を医療機関で提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定額までとなるほか、入院中の食事代が減額となる場合があります。現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(日)です。8月以降も必要な方は7月15日(金)から更新の手続きができます。※保険税を滞納していない世帯の方が対象です

▶申請方法=①保険証②世帯主および適用対象者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードまたは通知カード）③窓口に来る方の本人確認書類④委任状（別世帯の代理人が申請する場合のみ）をお持ちの上、医療保険課、田沼・葛生行政センター、各支所へお越しください。

催し物などが中止や延期となる可能性があります。
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



子育て世帯生活支援特別給付金

■問合せ＝こども課 ☎(20)3023

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給は1回限りで、対象児童1人当たり一律5万円となります。

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」を重複して受給することはできません



●ひとり親世帯分

▶対象＝①～③のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方

②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ▲詳しくはこちら

③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶申請方法＝①6月23日(木)に児童扶養手当振込口座に支給済みです。

②③要申請。詳細は、市ホームページをご覧ください。

●ひとり親世帯以外分

▶対象＝①または②のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 ▲詳しくはこちら

②対象児童(令和4年度末で18歳までの子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当する方※令和4年4月から令和5年2月末生まれの子も対象

(対象児童) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方/新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方

▶申請方法＝①申請不要。支給対象者には、6月15日(水)に通知を発送しました(7月7日(木)以降、順次振り込み予定)。※未申告のため所得額が不明である方や、令和4年1月1日時点で他市町村に住民票があった方は要申請

②要申請。詳細は、市ホームページをご覧ください。



農地パトロール(利用状況調査)の実施

遊休農地や違反転用の発生を未然に防ぎ、優良農地の確保を図るため、市内の農地を巡回して利用状況を調査します。7月から8月を農地パトロール期間として実施します。調査に当たり農地内に立ち入ることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

☎農業委員会 ☎(20)3059

「子ども人権相談所」を開設します

人権擁護委員(子ども人権委員)による「子ども人権相談所」を開設します。いじめ、体罰、不登校、虐待などの相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 7月21日(木)午後1時

30分～4時(受け付けは午後3時まで) ▼会場 男女共同参画推進センター(定例入りごと・人権相談所内)

▼相談員 人権擁護委員(子ども人権委員)

☎人権・男女共同参画課

☎(61)1140

